

2 木材産業等高度化推進資金（昭和54年～）

（根拠法：林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法）

(1) 制度の趣旨

木材産業等高度化推進資金は、木材の生産・加工・流通にたずさわる方々及び林業を営む方々が、経営の合理化や事業規模の拡大等を行うために必要な運転資金を低利で市中金融機関から借りることができる制度資金です。

(2) 借受資格者

- ① 根拠法に基づき、県知事から合理化計画の認定を受けた次の者。
 - ア 森林組合又は森林組合連合会
 - イ 森林所有者又はその組織する団体
 - ウ 素材生産業を営む者又はその組織する団体
 - エ 木材製造業を営む者又はその組織する団体
 - オ 木材卸売業を営む者又はその組織する団体
 - カ 木材市場を開設する者又はその組織する団体 等
- ② 根拠法に基づき、県知事から林業経営改善計画の認定を受けた林業を営む者。
- ③ 根拠法に基づき、県知事から木材安定供給確保事業計画の認定を受けた次の者。
 - ア 森林所有者又はその組織する団体
 - イ 木材を利用する事業者又はその組織する団体
 - ウ 木材卸売業を営む者又はその組織する団体
 - エ 木材市場を開設する者又はその組織する団体
 - オ 木材の輸送業を営む者又はその組織する団体
 - カ 木材製品の利用事業者又はその組織する団体 等

(3) 資金の対象

合理化計画認定者が合理化計画を又は林業経営改善計画認定者が改善計画を実施するのに必要な運転資金です。

具体的には次のとおりです。

- ア 立木購入代金及び素材生産を行うために必要な資金
- イ 素材又は木材製品の購入代金及び素材又は木材製品の引取りに必要な輸送費
- ウ 製材等の購入代金及び製材等の引取りに必要な輸送費
- エ 木材の加工に必要な資金
- オ 造林を行うために必要な資金
- カ 木材の流通に係るコーディネート

(4) 融資機関

鹿児島銀行 南日本銀行 商工組合中央金庫

(5) 融資の条件

資金の内容により異なりますが、いずれも低利で借入れることができます。

ア 融資限度額 …資金の内容により5千万円～3億円まで借りることができます。
なお、特認の場合は1億5千万円～4億円まで。

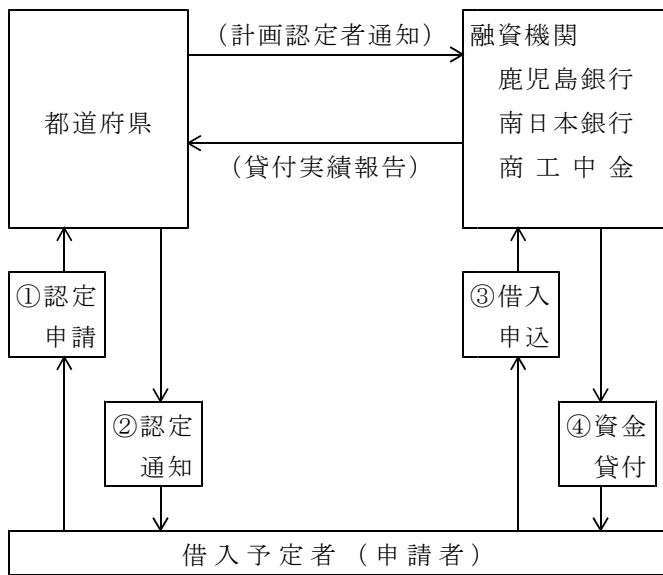
イ 借入期間 …1年以内

ウ 借入利率 …資金の内容により年1.30%～1.60%

(債務保証(100%機関保証)を利用する場合、年0.90%～1.20%)

※ 利率は、令和4年4月現在であり、短期及び長期プライムレートの変動により変更されます。

(6) 資金借入の仕組み



① 借入予定者は、合理化計画(※1)、林業経営改善計画(※2)または、木材安定供給確保事業計画(※3)を作成し、県知事に申請する。

② 県は、申請書を審査し、これを認定した時は、認定通知を送付する。

③ 認定通知後、借入申込書に必要書類を添えて、融資機関に提出する。

④ 融資機関は、借入申込書等を審査の上、貸付を行う。

※1 合理化計画について

- (1) 認定 県知事
- (2) 計画期間 5年(認定期間5年)
- (3) 記載内容(資金種類により異なる)
 - ① 事業の現状
 - ② 木材の生産又は流通の合理化を図るための措置
 - ③ 合理化を図るために必要な資金の額、調達方法

※2 林業経営改善計画について

- (1) 認定 県知事
- (2) 計画期間 5年(認定期間5年)
- (3) 記載内容
 - ① 林業経営の現状
 - ② 林業経営の改善に関する目標
 - ③ 目標を達成するためにとるべき措置
 - ④ 林業経営の改善を図るために必要な資金の額、調達方法

※3 木材安定供給確保事業計画

- (1) 認定 県知事
- (2) 計画期間 5年(認定期間5年)
- (3) 記載内容
 - ① 申請者の経営状況
 - ② 木材需給安定対策事業の目標
 - ③ 木材安定供給確保事業の内容及び実施時期